秋田県公文書館企画展

近世秋田の国境（くにざかい）

境争論（さかいそうろん）にみる秋田藩の対外交渉

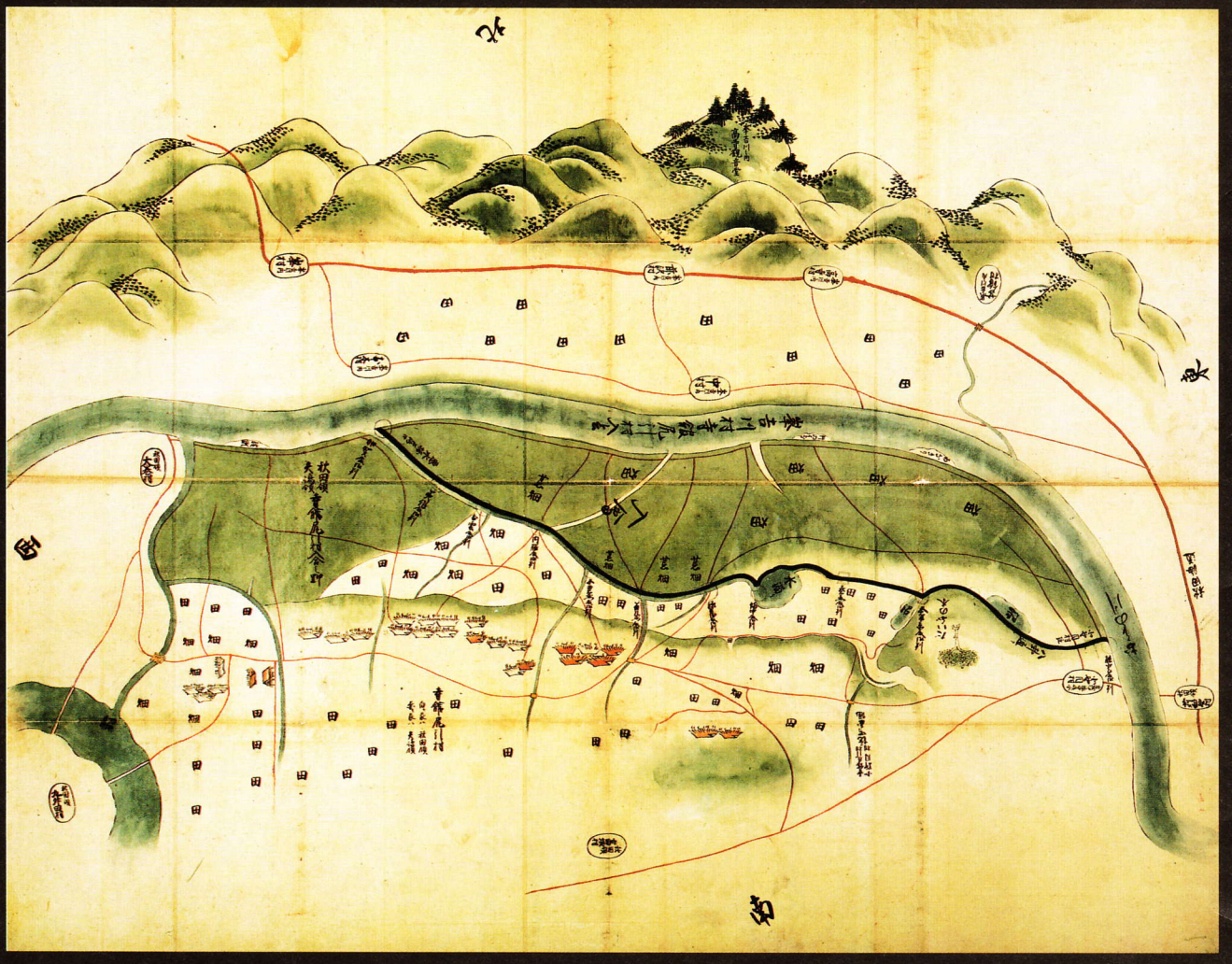

期 間：前期　平成10年 8 月25日㈫▶9 月19日㈯
　　：後期　　11月16日㈪▶12月 9 日㈬

会 場：秋田県公文書館特別展示室

開展にあたって

近世社会では、全国的に入会・境界など土地をめぐる争論が頻発し、その行方は周辺地域に大きな影響を与えました。とくに国境を対象とした争論は、藩全体にその影響を及ぼしました。ここでいう国境とは隣藩との境界、つまり藩境を意味します。

秋田の藩境は林産資源・鉱産資源の宝庫であり、その帰属は藩にとって政治的・経済的に重要な課題でした。同時に、水源や木材の確保など、地元住民にとっては死活問題でした。自らの生活や、その基盤となる土地を必死に守る姿勢は、現代にも通じるものがあります。

境争論史料からは、隣藩や江戸幕府との交渉に奔走する藩役人や、境の巡視や検分に日夜励む地元住民の活躍する様子を詳細に読みとることができます。

今回の展示では、館蔵史料のうち境争論に関する史料の一部を紹介します。

近世秋田の境争論

秋田藩は、北は津軽藩、東は南部藩と境を接するため、慶長七年（一六〇二）、初代藩主佐竹義宣の秋田入部とともに、両藩との藩境の確定が大きな課題となりました。また、元和九年（一六二三）に亀田藩と本荘藩がおかれ、寛永十七年（一六四〇）に生駒氏が矢島に入部すると、由利・仙北・平鹿地域でも、入会や境をめぐる争論が頻繁に生じるようになりました。とくに仙北郡大沢郷周辺（現西仙北町）は秋田・亀田・矢島の三藩に属する村々や入会地が複雑に入り組み、長年にわたり境争論がくり返されました。

境争論は、多くの場合、入会・水利・伐採・採鉱などをめぐり発生します。地元で暮らす百姓にとっては、生活に直結する大きな問題であり、双方の主張が全く相容れない場合も少なくありませんでした。そのため、解決までには相当な時間と労力が費やされました。

境争論が解決すると、再び争いが生じないよう、境界に堰・堤・境柱・境塚などが築かれました。これらの境争論の跡は、現在でも秋田県内各地にみることができます。また、境争論に関する膨大な記録もまとめられ、藩や各村々に重要な証拠資料として大切に保管されました。

当館には、藩庁に保管された多くの記録類が所蔵されています。記録からは、幕府役人・藩役人・扣人など、様々な立場の人々が、解決のために必死になっている姿をうかがうことができます。

本展では境争論という難題に挑む彼らの活躍を紹介します。

主な境争論

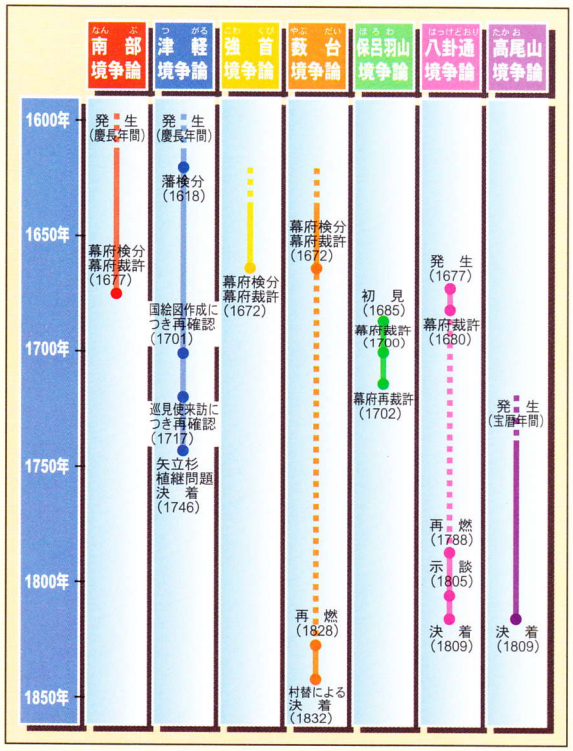

境争論の発生と裁許（さいきょ）
～奔走する藩役人～

南部藩との境争論は、佐竹義宣の秋田入部から間もない慶長年間にすでに史料中に現れます。

鹿角と比内の境界付近で、木材の伐採、鉱山の採掘をめぐり両藩の百姓が争いをくり返します。

争論の解決のため、秋田藩では家老渋江内膳を現地検分に派遣するとともに、義宣入部以前に比内地域を領していた秋田実季にも書状で境を問い合わせています。

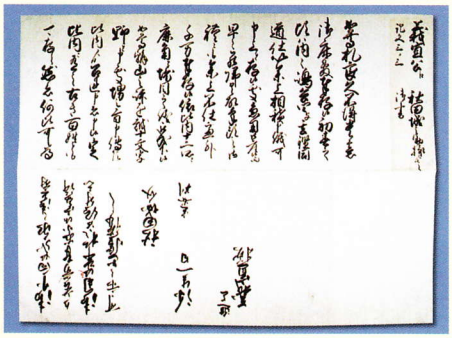
秋田城之介書状（写）

元和四年（一六一八）には家老梅津憲忠（梅津政景の実兄）が、南部藩家老らとともに論地の絵図を作成し、解決まで互いに手を入れぬよう証文を交わしました。

しかし、論地をめぐる双方の争いは、その後も頻発します。寛永十六年（一六三九）には、切支丹詮索にむかった両藩の百姓が、連絡の行き違いから衝突し、論地内で多数の死傷者が出ました。

延宝元年（一六七三）には、両藩から次々と幕府に訴状が提出されました。幕府は、双方から拠人といわれる地元に詳しい百姓を数度にわたり江戸評定所へ呼び出しました。秋田からも大館・十二所の拠人が、藩役人である境目奉行とともに、江戸と秋田を何度も往復しました。

両藩の証文類が数多く吟味された後、延宝五年（一六七七）四月に、幕府から検使が派遣されました。設楽（したら）市左衛門・中山茂兵衛・設楽源右衛門の三人の検使は、十七日から十九日まで米代川の北方を、二十一日から二十七日まで米代川南方の論地を検分しました。

同年六月、江戸評定所において幕府の裁許が下りました。このときに作成された裁許絵図によると、おおむね米代川北方では秋田藩、南方では南部藩の主張が尊重された結果となったようです。

裁許後、双方立会いで境塚が築かれることとなり、また元禄年間には境柱の建立や、定期的な草刈りの実施などが双方で取り決められました。

この南部藩との境争論の経緯は、大館周辺の境目役人らによって正徳四年（一七一四）に編纂された四〇冊を越える簿冊群から詳細にうかがうことができます。

奥州南部領鹿角郡花輪村毛馬内村与羽州秋田領沢尻村十二所村味噌内村
茂内村別所村扇田村大館山境論争裁許絵図

裁許絵図とは

境争論が幕府の裁許をうけて一応の決着をみると、裁許絵図といわれる絵図面が作成されました。

裁許絵図の表側には、問題となっている地域が描かれ、幕府の裁許により確定された境界線が、太くはっきりと墨書されています。境界線上には、誤解や改ざんのないよう、所々に当時の幕府役人の印が押されています。

裏側には、争論にいたるまでの経緯、村々の主張、幕府による検分の日時、検使名などとともに、裁許内容が記されています。

また、裁許絵図には当時の幕府の要職である三奉行（勘定奉行・町奉行・寺社奉行）の連印が必要とされましたが、藩境の争論の場合は、とくに重要であることから老中の印も加えられています。

こうして作成された裁許絵図は、幕府による藩境確定の証拠として重要資料とされ、論地の村々にも写絵図が渡されました。また、裏側に記された裁許内容は、幕府から役人が派遣された場合に、支配領域を示す資料として提出されることもありました。

当館には、秋田藩が関わった境争論のうち、七争論の裁許絵図が所蔵されています（表参照）。七枚の中には、佐竹氏が秋田領以外に幕府から拝領していた下野国（現栃木県）都賀郡と河内郡の一部が関連した裁許絵図二枚も含まれています。

すべての裁許絵図が、寛文十二年（一六七二）から元禄十三年（一七〇〇）の間に作成されていますが、これは全国的に裁許絵図がもっとも多く作成された時期と一致します。

秋田藩の裁許絵図は、正徳二年（一七一二）には江戸屋敷に保管されていました。その後、久保田城に移管され、享保五年（一七二〇）には、境目奉行の管理のもと、領内調査や国絵図作成の過程で作成・利用された絵図類・高辻帳などとともに兵具蔵で保管されました。

所蔵裁許絵図一覧

整理記号・番号	史料名	年号
県C－62	出羽国山本郡宿村及強首村野論裁許絵図	寛文12.11.12
県C－140	出羽国山本郡大沢村与同郡北野目村并寺館尻引村谷地論絵図	寛文12.11.12
県C－344	奥州南部領鹿角郡花輪村毛馬内村与羽州秋田領沢尻村十二所村味噌内村茂内村別所村扇田村大館山境争論裁許絵図	延宝5.6.4
県C－48	秋田領峰吉川同領寺館村矢島領寺館尻引村地境諍論絵図	延宝8.12.22
県C－320－2	八沢木村羽広村争論裁許絵図	元禄13.12.12
県C－402	下野国都賀郡延嶋村与同郡高橋村并河内郡絹枝村与延嶋村野論裁許絵図	貞享5.9.4
県C－404	下野国都賀郡下茅橋村与上茅橋村野論裁許絵図	元禄3.4.25

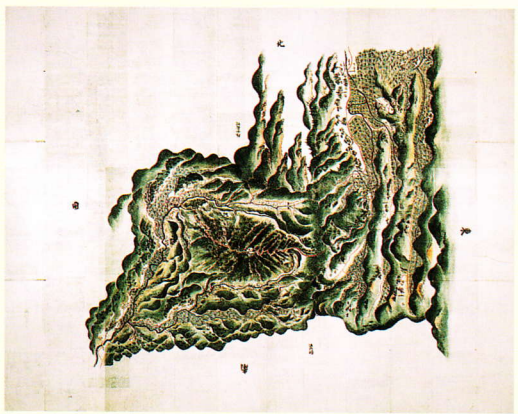

八沢木村羽広村論図（表）

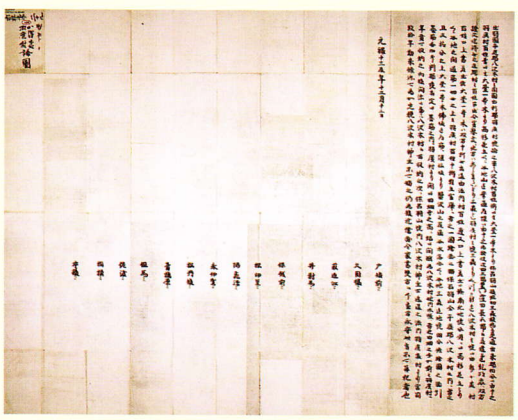

八沢木村羽広村論図（裏）

境争論の再燃
～苦悩する藩役人～

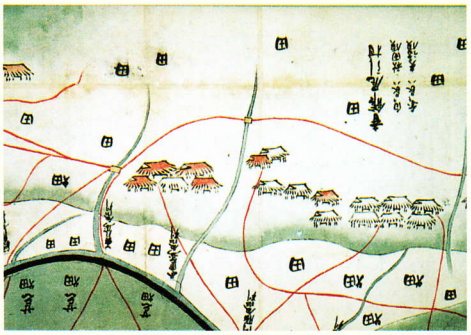

秋田領峰吉川同領寺館村矢島領寺館尻引村地境諍論絵図（部分）

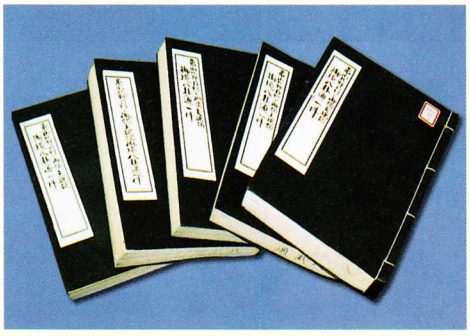

亀田北野目村と御領矢嶋領御境八卦通一件

幕府の裁許によって解決したかに思われた境争論は、その後もさまざまな形で再燃し、真の解決までには多くの困難が残りました。

八卦通（はっけどおり）境争論の場合、延宝五年の幕府裁許により、論地は鮭漁場である雄物川淀瀬とともに秋田・矢島両藩の入会地とされました。

しかし天明八年（一七八八）、入会地内の伐木に向かった秋田・矢島百姓と、入会地に隣りあう亀田藩北野目村（現西仙北町）百姓との間に争論が再燃しました。北野目村は風害に悩まされることが多く、付近の立木伐採は村人の生活に大きな影響を与えることも原因の一つでした。

矢島藩では幕府出訴の意向もありましたが、秋田藩と亀田藩は、領主である佐竹氏と岩城氏が古くは親戚筋である「格別間柄」でもあり、内済とする方向で交渉がはじめられました。

亀田藩では、秋田・矢島両藩に対し、入会地内での草飼・放牧の許可を求めました。しかし地元百姓の反対や、以前幕府で裁許された土地であることなどから認められず、今後争いとならぬよう、伐木の際の三藩役人立会いだけが確認されました。

しかし、秋田藩が日程調整に当たり、苦心の末実現させた享和元年（一八〇一）の論地への役人派遣は、意見がまとまらず物別れに終わりました。

最後まで内済をめざした三藩でしたが、文化二年（一八〇五）八月、ついに幕府出訴となりました。しかし裁許ではなく、幕府の取りなしによる和談となり、翌月に相互に証文が交わされました。問題となった論地の立木は、北野目村への影響を考慮し、後々まで伐らないことが確認されました。

文化六年（一八〇九）十月、この取り決めをもとに三藩役人による実地検分が行われ、百姓間で証文が取り交わされました。天明八年の再燃から、実に二十二年の歳月が過ぎ、解決までに交渉を担当した役人も三藩あわせて三十八人にのぼりました。

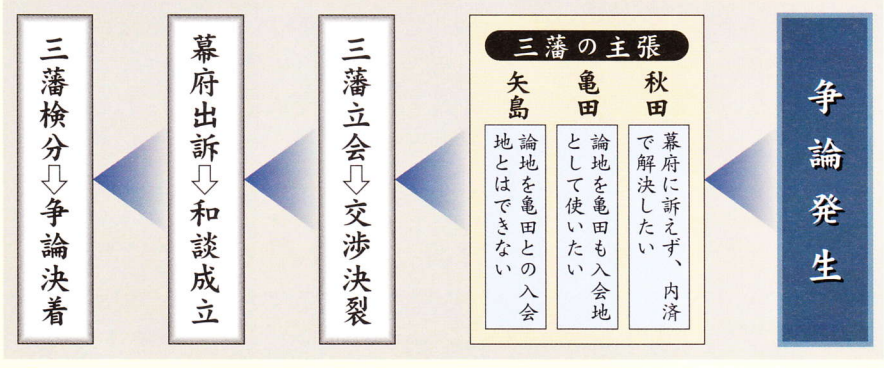

境争論と拠人（にん）
～地元で活躍する人々～

境争論にあたり、地元で多岐にわたる活躍をした者たちがいます。彼らは拠人と呼ばれました。

拠人の存在は、慶長年間にさかのぼることができます。南部・秋田境についての秋田実季から佐竹義宣に送られた書状からは、その土地に詳しい者が「古き百姓」・「古老」などと呼ばれていることが確認できます。

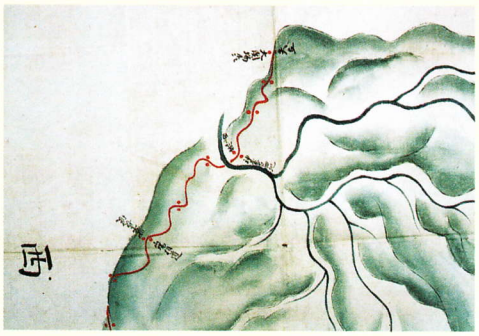
女米木村御境御安地絵図（部分）

拠人は、藩から任命されてその勤めにあたりますが、多くの場合、古くから肝煎などを勤める有力百姓が代々世襲し、苗字帯刀を許される者も少なくありませんでした。

大葛（おおくず）村（現比内町）では山口家が、天明三年（一七八三）に七代市十郎が藩から仰せつけられて以来、代々拠人役を勤めています。大葛村拠人は、主に角館方面で、田沢村・玉川村・上檜木内村の拠人とともに南部藩境筋の巡視・検分や、草刈りなどの整備を担当しました。

秋田・南部境の場合、延宝五年の裁許以来、境塚や境柱の築造、定期的な草刈り整備などが相互の確認のもとに継続して行われ、大きな争いは生じませんでした。これは彼ら拠人の日々の努力によるものといえます。

女米木（めめき）村（現雄和町）では、延宝年間以来、安藤家が代々肝煎兼拠人を勤めています。女米木村拠人は、主に高尾山周辺の巡回や、記録の整備を担当しました。

女米木村は、宝暦年間から高尾山をめぐり亀田藩君ケ野村との間で境争論を繰り広げました。争論の間、女米木村拠人は境の証拠書類をまとめ、藩役人や亀田君ケ野村拠人との交渉にあたりました。文化六年（一八〇九）に藩境が確定すると、境塚の築造や堤普請に携わります。

この他の地域でも、藩境に位置する村々に数多くの拠人が置かれ、各地で重要な役割を担いました。その活躍を示す史料は、現在でも地元に多く残されています。

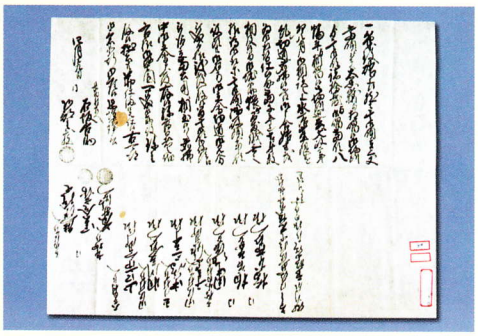
書状（御境筋について）

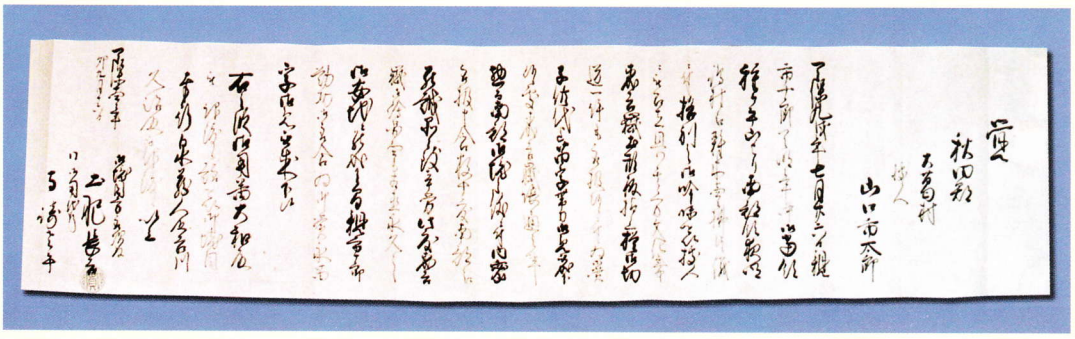
覚書（永苗字御免二付被仰渡覚）

境争論のあと

境争論が発生すると、藩役人や幕府役人、扣人など多くの人々が、交渉や検分に携わり、解決に力を注ぎました。

その結果、幕府裁許での解決や、再燃後の藩相互の努力による示談などにより、徐々に藩境が確定していきました。また、扣人を中心とした藩境の維持・整備により、多くの境争論は解決の方向に進みました。

亀田御境御安地取纏

亀田藩との間では、文化六年（一八〇九）に高尾山境争論が示談となり、両藩で証文を取り交わしたのにともない、同十年までに、両藩境に位置する村々の間で一斉に証文が交わされました。

しかし、三藩の領地が入り組む大沢郷周辺では、文政十一年（一八二八）、亀田藩北野目村と矢島藩皆別当村（現西仙北町）との間で争論が発生しました。これまで多くの境争論が繰り広げられた地域であり、境界の線引きでは一向に解決されないため、ついに村替えという手段で解決を図りました。

まず天保二年（一八三一）、論地周辺の矢島領はすべて幕府の直轄地となりました。翌年、この直轄地を秋田領とし、これまで秋田藩がもっていた下野国内の領地の一部が幕府領となりました。そして、幕府と交換した村々のうち亀田に近い村々は亀田領、亀田藩北野目村は秋田領となりました。

この三藩の交換により、複雑に入り組んでいた境界が整理され、長期にわたった争論もようやく一段落を迎えました。

明治まで残すところあと三十数年。秋田藩は慶長の入部から幕末期にいたるまで、常に境争論の解決に取り組んできたといえます。

秋田藩の境争関連地図

藪台一件記録、大沢郷村替記録

展示史料一覧

整理記号・番号	史料名	年号（西暦）
A 313－40	津軽御境矢立杉植継御用留記	延享 3 （1746）
県C－425	御境柱雛形	
A 312－35	御記録所御書物之内御境目御用	
県B－447	秋田城之介書状（写）	慶長年間
県B－137	桜庭安房守書状	慶長年間
県C－187	大館十二所御境三判扣絵図	元和 4 （1618）
県A－3－2	口上之覚	
県A－104	於江戸御検使前ニ而双方拠人対決帳	延宝 5 （1677）
県C－344	奥州南部領鹿角郡花輪村毛馬内村与羽州秋田領沢尻村十二所村味噌内村茂内村別所村扇田村大館山境論争裁許絵図	延宝 5 （1677）
県A－8	秋田南部御境目御用覚書	正徳 6 （1716）
県A－1	南部津軽両御境目日記	正徳 4 （1714）
県C－320－1	八沢木村羽広村論図	元禄13（1700）
県B－20	御絵図御証拠覚	享保 5 （1720）
A 312－32	亀田北野目村と御領矢嶋領御境八卦通一件	文化 7 （1810）
県C－48	秋田領峰吉川同領寺館村矢島領寺館尻引村地境諍論絵図…表紙写真	延宝 8 （1723）
県B－147	亀田往復書状	寛政 9 （1797）
県B－163	亀田往復書状	寛政12（1800）
県B－5	添証文（写）	文化 6 （1809）
388－1006	御境目方合印	
388－7021	覚書（永苗字御免ニ付被仰渡覚）	天保14（1843）
388－1003	書状（御境筋について）	文政11（1828）
A 214.5－88－15	堤普請之節君ケ野村女米木村取交文書	文化10（1813）
A 290－114－123	女米木村御境御安地絵図	文化10（1813）
県C－62	出羽国山本郡宿村及強首村野論裁許絵図	寛文12（1672）
A 312－19	亀田御境御安地取纏	文化11（1814）
県A－14	藪台一件記録	天保 3 （1832）
A 312－33	大沢郷村替記録	天保 3 （1832）
県B－134	矢立杉境目証拠之状	
県B－129	柴内与五右衛門書状	慶長年間
県B－133	秋田城之介書状（写）	慶長年間
388－3001	御申合一札（南部・秋田両領）	文政 2 （1819）
388－4001	久保田出府之節之記録	嘉永 4 （1851）
388－7012	覚書（二人扶持帯刀引継御免）	安政 4 （1857）

（展示順）

秋田県公文書館
〒010-0952 秋田市山王新町14-31　電話018-866-8301